

未来をつくる高校生チャレンジサポーター委嘱及び派遣実施細則

(委嘱による派遣)

1 委嘱承諾

未来をつくる高校生チャレンジサポーター（以下「チャレンジサポーター」という。）は、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議事務局長（以下「事務局長」という。）から、委嘱の依頼があった場合は、これを承諾するか否かを回答する。

事務局長から委嘱を受けた後、チャレンジサポーターは、高校生チャレンジ応援プロジェクトに採択された者（個人又はグループ）とチャレンジプランについて直接打ち合わせるものとする。

2 謝金及び旅費の請求

チャレンジサポーター及び補助員は、業務上、旅費が発生した場合は、翌月15日までに実績報告書及び旅行依頼書並びに旅費請求書を事務局長へ提出する。

3 謝金及び旅費の支給

事務局長は、チャレンジサポーターからの実績報告を確認した後、別表に定める経費をチャレンジサポーター及び補助員に支払うものとする。

(委嘱によらない派遣)

4 謝金及び旅費の支給

事務局長は、採択者からの実績報告を確認した後、別表に定める経費をチャレンジサポーターに支払うものとする。

(別表) 謝金、旅費

	種別	金額 (1プロジェクト当たり)
(1) チャレンジサポーター(実施要領第3条第1項)	共通謝金 (※1)	月額11,300円
	業務を行った場合の謝金 ①半日以内 (4時間未満) ②1日 (4時間以上)	①5千円/回 ②1万円/回
(2) 補助員 (3名以内)	業務を行った場合の謝金	3千円/回
(3) チャレンジサポーター(実施要領第3条第2項)	業務を行った場合の謝金 ①半日以内 (4時間未満) ②1日 (4時間以上)	①5千円/回 ②1万円/回
	(1) ~ (3) 共通	旅費 実費相当額 (※2)

1プロジェクト当たりの謝金(1)~(3)の合計金額は25万円を上限とする。

(※1)月に一度も業務に従事していないときは支給しない。

(※2)事前に届け出た住所または事業所から派遣先までの旅費を県民会議の旅費規程に基づいて算出し支給する(旅費計算には、公共交通機関を利用した場合の行程及び運賃等を適用する)。